

建築士による専門相談をお受けになる皆様へ（お願い）

（公益財団法人）兵庫県住宅建築総合センター
ひょうご住まいサポートセンター

（公財）兵庫県住宅建築総合センターのひょうご住まいサポートセンターが行っております建築士による専門相談は、関係団体等に委託し、広く県民の方に平等、公平にご利用していただくため、一般相談において専門相談が有効と判断した場合、無料で実施させていただいております。

つきましては、一般相談において建築士による専門相談が有効と判断できない下記の場合、専門相談はお受けできませんのでご理解願います。

- ① 既に専門相談を受けたにも関わらず、状況変化も乏しく同じ内容と判断されるとき
（例：いろんな建築士の方の意見を聞きたい等）
- ② 建築士が通常業務として携わることのない問題と判断されるとき
（例：近隣トラブルやマンション管理組合内のトラブル等で心理的要因によるもの等）
- ③ 具体的な問題やトラブル等のないとき
（例：個人的な興味、具体的な問題やトラブルと無関係等）
- ④ すでに具体的な事件として調停等の手続き中、係争中あるいは判決が下されているとき

また、以下の点についても十分ご理解いただき、希望される県民の皆様が一人でも多く建築士による専門相談を利用できるよう、よろしく願います。

- ① 相談時間は原則として30分間です。
時間に限りがありますので、できるだけ資料を整理し、メモにまとめる等、要領よく相談を受けられるよう準備願います。
時間になりましたら職員がお知らせしますので、相談員に相談内容を確認のうえ、終了していただきますようお願いいたします。
- ② 原則1案件につきおひとり1回となります。
建築士による専門相談については、問題解決に向け専門家を活用すべきかどうかを考えるきっかけとして利用いただくことを目的としています。仮に専門相談後、状況変化により相談内容が異なった場合のみ、再度活用いただくことも可能ですが、それ以降はいかなる場合でも同じ案件での相談はお受けできませんので、予めご了承ください。
なお、当センター職員が行う一般相談はこの限りではありません。
- ③ 建築士は関係団体等から派遣され、問題解決に向けた技術的な助言を行います。
県民の方が、自身で問題を解決するうえで必要な助言を行いますが、書類作成や現地調査等はありません。具体的に事案の処理を依頼したい場合は、建築士の助言する選定方法により、ご自身で直接、選定した建築士に依頼していただくこととなりますので、予めご了承ください。
また、当センターでは建築士の紹介や斡旋は行いません。
- ④ 予約をキャンセルする場合は必ずご連絡ください。
予約後、都合によりキャンセルされる場合は、なるべく早くご連絡ください。後日予約されている方の中にはキャンセル待ちをされている方もおられます。やむなくキャンセルされる場合は、必ずご連絡下さい。もし、やむを得ない理由がなく連絡もなくキャンセルをされた場合やいたずらにキャンセルを繰り返される方は、以降の予約を受け付けませんので、ご注意ください。